

(仮称) 田子小国風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 10 月

日立造船株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
(1) 公告の日及び公告方法.....	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成30年8月24日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成30年8月24日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1 参照]

- ・デーリー東北
- ・北鹿新聞

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2 参照]

- ・広報たっこ 8月号（No.705）P9
- ・広報さんのへ 8月号（No.684）P19
- ・広報かつの 8月号（No.928）P22

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3 参照]

- ・青森県ホームページ
- ・秋田県ホームページ
- ・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎4か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・田子町役場 (青森県三戸郡田子町田子天神堂平81)
- ・三戸町役場 (青森県三戸郡三戸町在府小路町43)
- ・鹿角市役所本庁市民共動課 (秋田県鹿角市花輪荒田4-1)
- ・鹿角市役所大湯支所 (秋田県鹿角市十和田大湯中田23-3)

② インターネットの利用

[別紙3 参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://www.hitachizosen.co.jp/>

(4) 縦覧期間

平成 30 年 8 月 24 日（金）から平成 30 年 9 月 25 日（火）までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 0 名であった。

（内訳） 田子町役場	0 名
三戸町役場	0 名
鹿角市役所本庁市民共働課	0 名
鹿角市役所大湯支所	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙 1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：平成 30 年 9 月 12 日（水）18 時 00 分から 19 時 30 分まで
- ・ 開催場所：三戸町中央公民館多目的ホール（青森県三戸郡三戸町大字川守田関根川原 55）
- ・ 来場者数：1 名

- ・ 開催日時：平成 30 年 9 月 13 日（木）18 時 00 分から 19 時 30 分まで
- ・ 開催場所：三戸町中央公民館多目的ホール（青森県三戸郡三戸町大字川守田関根川原 55）
- ・ 来場者数：1 名

- ・ 開催日時：平成 30 年 9 月 18 日（火）18 時 00 分から 19 時 30 分まで
- ・ 開催場所：鹿角市大湯地区市民センター（秋田県鹿角市十和田大湯字権現堂 22 番地 1）
- ・ 来場者数：5 名

- ・ 開催日時：平成 30 年 9 月 19 日（水）18 時 00 分から 19 時 30 分まで
- ・ 開催場所：田子町中央公民館研修室（青森県三戸郡田子町大字田子字柏木田 169）
- ・ 来場者数：4 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 4～5 参照]

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年 8 月 24 日（金）から平成 30 年 10 月 9 日（火）までの間
（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 2 通、意見総数は 32 件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は32件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>■コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1~2頭程度と、繁殖力が極めて低いので、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p>	<p>コウモリ類の生息状況の把握及びそれを踏まえた保全措置の検討については、重要であると考えております。今後の手続きにおいて、有識者の助言等を踏まえながら、実行可能な範囲で影響の低減を検討してまいります。</p>
2	<p>■コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p>	<p>現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、影響を予測及び評価してまいります。</p>
3	<p>■P254 音声モニタリング調査は春季も行うこと</p> <p>バットディテクターによる「音声モニタリング調査」の期間を夏季から秋季としているが、P291 専門家は「春に実施しないでよい」などとは発言していない。春季を実施しない合理的根拠を述べること。</p>	<p>有識者の助言等を踏まえ、今後、調査の実施時期についても検討してまいります。</p>
4	<p>■P256 音声モニタリング調査期間が短すぎるので周年実施せよ</p> <p>バットディテクターによる「音声モニタリング調査」の期間を連続1週間としているが、P291 専門家は「夏と秋の各1週間で予測できる」と発言はしていない。たったの1週間程度で年間のバットストライクの予測が出来るとした科学論文または合理的根拠を述べよ。</p>	<p>有識者の助言等を踏まえ、今後、調査期間等について検討してまいります。</p>
5	<p>■P255 バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbad.techfak.fau.de/index.shtml）。また鳥類の予測手法も応用可能である。よって、バットストライクの予測はかならず「定量的」に行い、客観的数値で示すこと。</p>	<p>現時点では、定量的に年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されていないものと考えておりますが、引き続き、国内における最新の知見の収集に努めてまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>■「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングした P291 コウモリ類の専門家（所属：団体会員）について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができる知識を有するとは限らない。よって事業者は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>バットストライクに係る予測については、有識者の助言や最新の国内における知見を収集し、取り組むよう努めてまいります。</p>
7	<p>■専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。</p> <p>専門家ヒアリングは適切な時期に実施すべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載するべきではないのか。</p>	<p>有識者へのヒアリング時期は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者 A：平成 30 年 5 月 ・有識者 B：平成 30 年 3 月 ・有識者 C：平成 30 年 5 月 ・有識者 D：平成 30 年 4 月
8	<p>■コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。</p>	<p>ご指摘の通りソナグラムによる種の同定は難しいと考えております。得られた音声については、無理に種名を同定せず、周波数帯をグループにわけて利用頻度や活動時間を調査するよう努めてまいります。</p>
9	<p>■コウモリの音声録音について</p> <p>捕獲によって攪乱が起るので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。</p>	<p>現地での状況を踏まえ、いただいたご意見も参考にし、音声についての取り扱いについても検討してまいります。</p>
10	<p>■コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける（うけさせる）べきだ。 ・6月下旬～7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを行わないこと）。 ・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。 ・捕獲した個体を素手で扱わないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。 ・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コウモリ類の捕獲許可申請は、提出先となる環境省等の関係所管と協議のうえ、適切に実施してまいります。 ・捕獲調査の時期は、有識者の助言等も踏まえ適切に検討してまいります。 ・カスミ網の使用についても、検討してまいります。 ・捕獲したコウモリは麻酔せず、種名、性別、計測値等を記録し、すみやかに放獣いたします。 ・ハーブトラップを用いた調査では、夜間複数回見回るようにいたします。 ・捕獲した個体は、持ち帰り飼育いたしません。 ・捕獲した個体は、素手で扱いません。 ・冬眠中の個体は、覚醒させないよう留意いたします。 ・冬眠中の個体は、捕獲いたしません。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントにあらかじめ指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。 事業者らは、コウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。</p>	<p>「回避」及び「低減」の言葉の定義については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年）に記載されているとおり、以下のよう考えております。</p> <p>回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。</p> <p>低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。</p> <p>引き続き、新たな知見及び研究成果等を収集し、コウモリ類に対して負荷の少ない保全措置についても検討してまいります。</p>
12	<p>■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測が困難ではないかと考えます。引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、有識者の助言等を踏まえながら、環境保全措置を検討してまいります。</p>
13	<p>■回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。 つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、コウモリ類が風力発電所周辺を飛翔している要因については様々なことが指摘されている状態です。今後も引き続き、最新の知見を収集するとともに、有識者の助言等も踏まえ、環境保全措置等を検討してまいります。</p>
14	<p>■コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200m 以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクだが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクの高リスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離すこと。</p>	<p>バットストライクに係るリスクについて、現地調査結果や有識者の助言等を踏まえ、適切に予測いたします。また、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討してまいります。</p>
15	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引の P3-110～111 には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)</p>	<p>バットストライクがどの程度発生するかは、現在の知見では予測できないと考えております。</p> <p>引き続き新たな知見の収集に努め、「ライトアップを実施しない」措置も含め、順応的管理の考え方を取り入れつつ、有識者の助言等を踏まえながら、環境保全措置を講じることにより、コウモリ類への影響の低減をはかってまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
16	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと（回避措置）、『カットイン風速を限られた期間と時間帯に高く設定すること（低減措置）』がコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能」かつ「適切な」、コウモリ類への環境保全措置である。</p>	<p>コウモリ類と風力発電機に係る研究については、現在様々な角度で実施されていると考えております。それらの知見を適宜収集し、また、有識者等からの助言を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を講じるよう、検討してまいります。</p>
17	<p>■コウモリ類の保全措置（低減措置）について</p> <p>コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げること」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげれば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？</p>	<p>環境保全措置については、有識者等からの助言を踏まえ、引き続き新たな知見の収集等に努めてまいります。</p>
18	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと</p> <p>上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。</p> <p>保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p>	<p>現地調査結果や最新の国内の知見や有識者の助言等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
19	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと2</p> <p>そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>現地調査結果や最新の国内の知見や有識者の助言等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
20	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと3</p> <p>上記について事業者は「実際に何個体死ぬか仕組みがよくわからないから（適切な保全措置をせずに）事後調査して、本当に死んだらその時点で保全措置を検討する」などと論点をすり替えるかもしれないが、それは「事後調査」という名目の「実証実験」である。身勝手な「実験」でコウモリを殺してはいけない。保全措置とは「コウモリを殺す前」から安全側で実施する行為である。</p>	<p>現地調査結果や最新の国内の知見や有識者の助言等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
21	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにしないこと4</p> <p>国内では、すでに多数の風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置として稼働制限を行うことを表明した。大変すばらしいことだと思う。是非、本事業者も検討してほしい。ただし、保全措置は事業者の主観ではなく、現地調査結果及び予測結果を踏まえるべきである。</p>	<p>現地調査結果や最新の国内の知見や有識者の助言等を踏まえ、適切な環境保全措置を多面的に検討してまいります。</p>
22	<p>■バットディテクターによる調査について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。</p> <p>なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答する事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p>	<p>バットディテクターの探知可能距離については、コウモリ各種の出す音のデータがないこと、観測する環境条件により探知距離もかわると考えられることにより、正確な距離を出すのは非常に難しいと考えられます。ただし、入感する距離は実測して簡易的に測定し、把握しております。周辺に構造物や樹林等が存在すると観測範囲が狭くなるものと考えられ、環境及び気象条件により左右されます。その為、探査距離の詳細な数値の記載については今後検討してまいります。</p>

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>■P256 バットディテクターによる調査地点について バットディテクターによる調査地点が2か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(20箇所)において日没前から日の出までの自動録音調査するべきではないのか。</p>	<p>調査地点については、ご指摘の点に留意し、また、現地の状況も踏まえて検討してまいります。</p>
24	<p>■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>観察時間については、ご指摘の点に留意して実施してまいります。</p>
25	<p>■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけな。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p>	<p>現地調査結果や最新の国内の知見や有識者の助言等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
26	<p>■コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな 「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない(大量に殺した後に検討する)」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。</p>	<p>現地調査結果や最新の国内の知見や有識者の助言等を踏まえ、適切な環境保全措置を多面的に検討してまいります。</p>
27	<p>■事後調査など信用できない コウモリは小さいので、死骸はスキャンベンジャーに持ち去られてすぐに消失する。月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、科学的な根拠は乏しい。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p>	<p>事後調査については、現地調査結果や有識者の助言等を踏まえ、適切な内容等を検討したいと考えております。</p>
28	<p>■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>意見書の内容は、要約することなく全文公開いたします。</p>

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	<p>・本方法書においては配慮書とは異なるコウモリ類の専門家に意見を聞き、手法を検討したことは評価される。</p>	<p>今後有識者のご助言を踏まえ、手法を検討してまいります。</p>
30	<p>・P256において「ただし、風況観測塔が設置された場合については、機器を取り付け、高度10m及び50mに設置する」と記述されているが、コウモリ類の最も重要な飛翔高度の調査手法が曖昧なままでは、本方法書が承認されることは考えられない。設置を確実にして、専門家の指摘通りに複数地点での高所からの音声調査を記載し、実施すること。</p>	<p>風況観測塔の設置時期にかかわらず、ご意見に留意し調査を実施するよう検討してまいります。</p>
31	<p>・風況観測塔が設置されても専門家の指摘通りに樹冠部以上の高さからの調査を並行して実施すること。またこれらは1週間では予測評価に資するデータは収集されないことから、コウモリ類の活動期間中に連続して行う必要がある。さらにこの調査地点はコウモリ類が飛翔する地形・地象を十分に勘察した地点で実施すること。</p>	<p>有識者のご助言を踏まえ、調査手法に関しても状況に応じて、見直してまいります。</p>
32	<p>・今後の準備書以降においては、コウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、コウモリ類調査の十分な経験と知識を持った者による適切で柔軟性のある調査、予測評価、保全措置が行われることを期待する。</p>	<p>今後の手続きにおいても、有識者からご助言を得るよう検討してまいります。</p>

日刊新聞に掲載した公告

- ・デーリー東北
- ・北鹿新聞

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)田子小国風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 日立造船株式会社

代表者の氏名 取締役社長 谷所 敬

二、事業の所在地 大阪市住之江区南港北二丁目七番八九号

(仮称)田子小国風力発電事業

種類 風力発電所設置事業

規模 発電設備出力最大八万六千キロワット

三、対象事業実施区域 青森県三戸郡田子町、三戸町及び

秋田県鹿角市

四、関係地域の範囲 青森県三戸郡田子町、三戸町及び

秋田県鹿角市

五、縦覧の場所・時間 田子町役場、三戸町役場、鹿角市役所

本庁市民共動課、鹿角市役所大湯支所

※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://www.hitachizosen.co.jp/>

期間 平成三十年八月二十四日(金)から

平成三十年九月二十五日(火)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の

見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見

(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けて

おりました意見書箱にご投函くださるか、平成三十年十月九日

(火)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所

一、開催日 九月十三日(木)※一時間半程度

三戸町中央公民館多目的ホール(青森県三戸郡三戸町

大字川守田字関根川原五五)十八時から

二、開催日 九月十八日(火)※一時間半程度

鹿角市大湯地区市民センター(秋田県鹿角市十和田大

湯字権現堂二二番地二)十八時から

三、開催日 九月十九日(水)※一時間半程度

田子町中央公民館研修室(青森県三戸郡田子町大字田

子字柏木田一六九)十八時から

八、問い合わせ先 日立造船株式会社 千五五九・八五五九

大阪市住之江区南港北二丁目七番八九号

電話〇六(六五六九)〇二二四 (担当)松澤

自治体広報誌への掲載

「広報たっこ」8月号掲載

INFORMATION

お知らせ

■ (仮称) 田子小国風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会の開催について

田子町、三戸町及び秋田県鹿角市において、日立造船株式会社が計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧しております。

また、事業及び方法書の内容についての説明会を以下の通り開催いたします。

▼縦覧書類

(仮称) 田子小国風力発電事業環境影響評価方法書

▼縦覧場所 田子町役場住民課

▼縦覧期間 8月24日(金)～9月25日(火)

※電子縦覧ホームページ

(<http://www.hitachizosen.co.jp/>)

▼意見書の受付

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及び意見をご記入のうえ、締切日までに意見書箱にご投函いただくか、以下の問い合わせ先への郵送により受付いたします。

※意見書及び意見書箱は縦覧場所に設置しております。

また、意見書は当社ホームページよりダウンロードが可能です。

・締切日 10月9日(火)

※郵送の場合は、当日消印有効



●環境影響評価方法書に関する説明会

▼日時 9月19日(水)午後6時～ ※90分程度

▼場所 中央公民館研修室

問 日立造船株式会社 (担当: 松澤)

〒559-8559 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

☎06-6569-0214

■ 個人事業税について

個人事業税は、物品販売業、請負業、不動産貸付業、医業、理容業などの事業を営む個人の方に、前年中の所得をもとに課税される県の税金です。

8月上旬に送付される納税通知書により、原則として8月と11月の二期に分けて納めていただきます。

今年度の第一期分の納期限は8月31日(金)です。期限までにお近くのコンビニエンスストアや金融機関などで納めてください。

※詳しくは、県庁ホームページの検索キーワードに「個人事業税」を入力してください。

問 三八地域県民局県税部課税第一課

☎0178-27-5111 内線210

■ 農業振興地域整備計画の全体見直しを行います

町では現在、農業振興地域整備計画【農振計画】の見直し作業を進めています。

この整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、おおむね今後5年から10年を見通し、地域の概要、農業振興の基本構想などの方向を明らかにし、これに即して農振農用地などの用途区分を策定(変更)するものです。

全体見直しの完了は、平成31年3月を予定しています。



▼農振除外等の申請期限

全体見直しに伴い、農振農用地からの除外、編入、用途変更に係る各申請の受付は、次のとおりとしますので、除外等を計画されている場合は期限までに申請してください。

1. 変更受付期限 8月10日まで

2. 受付休止期間 8月11日から全体見直し完了まで

▼留意点

農振計画は、法律に基づき策定するものであるため、申出された土地すべてが農振農用地から除外できるものではありませんので、ご承知おきください。

問 役場産業振興課農業振興グループ(中村)

☎20-7115

■ 農地の借受希望者と、農地の貸付希望者を募集中～農地中間管理事業で有利に規模拡大を！～

公益社団法人あおもり農林業支援センターでは、県から農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

この事業は、経営規模を縮小する出し手農家から機構(支援センター)が農地を借り入れ、公募に応募し公表された規模拡大する受け手農家に、まとまった農地を貸し付けるものです。

受け手の公募は、機構(支援センター)のホームページに掲載するほか、産業振興課、農業委員会の窓口に応募用紙を用意しております。

農地の借受希望者及び貸付希望者について、随時募集中です。詳細については、産業振興課、農業委員会、または支援センターへご相談ください。

問 公益社団法人あおもり農林業支援センター

☎017-773-3131

問 役場産業振興課 ☎20-7115

問 田子町農業委員会 ☎20-7120



募集

青森県入寮生募集

問 青森県育英奨学会 ☎ 017-734-9879

首都圏の大学などに進学する生徒を応援します。
■入寮資格
 ①保護者が青森県民
 ②東京都や、その近郊の大学などに在学の男子学生
 (入学見込可)
 詳細は、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
 (<http://syougakukai.wixsite.com/aomori-ryo>)

相談

無料調停相談会

問 桑添正寛税理士事務所 ☎ 0178-32-4607

調停委員が家事・民事の相談に無料で応じます。
■日時 10月16日(火) 10時～16時
■場所 八戸ポータルミュージアムはっち1階シアター1
■相談事例 離婚、養育費、財産分与、お金の貸し借り、交通事故、近隣問題など
■主催 八戸調停協会

お知らせ

「(仮称) 田子小国風力発電事業」について

問 日立造船株式会社 ☎ 06-6569-0214

「環境影響評価方法書」の縦覧および説明会を開催します。
■縦覧書類 (仮称)田子小国風力発電事業 環境評価方法書
■縦覧場所 三戸町役場 2階 まちづくり推進課
■縦覧期間 8月24日(金)～9月25日(火)
 ※電子縦覧ホームページ
 (<http://www.hitachizosen.co.jp/>)
■意見書の受付
 環境保全の見地から意見がある人は、意見書に必要事項を記入し、意見書箱に投函してください。郵送での受付もしています。
■郵送先 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 日立造船株式会社
■締切 10月9日(火) ※郵送の場合、当日消印有効
【環境影響評価方法書に関する説明会】
■日時 9月12日(水) 18時～(1時間半程度)
■場所 三戸町中央公民館多目的ホール

消防

夏休みの約束

問 三戸消防署 ☎ 22-1140

次のことに注意し、楽しい夏休みを過ごしましょう。
■ルールを守って楽しい花火
 ・花火の遊び方や注意をよく読み、必ず守る
 ・消火用の水を用意して、後始末をする
 ・子どもだけで遊ばせず、大人が付き添う
 ・花火を人や物、家などに向けない
 ・風が強い時は遊ばせない
■お盆中の火の用心
 ・ろうそくや線香の火をつけたままその場を離れない
 ・盆灯籠などは倒れないように固定する
 ・風が強い時は、迎え火や送り火を控える
■水の事故を防ごう
 ・プールや海水浴ではまず準備運動し、休憩時間を守る
 ・海や川、池で遊ぶ時は、足元に注意し、立入禁止場所に入らない
 ・川の上流に雨雲がかかっている時や、川の水が急ににごった時は、急激に水かさが増えることがあるので、すぐに避難する



お知らせ

平成30年7月豪雨災害義援金の受付

問 三戸町役場 住民福祉課 ☎ 20-1151

西日本を中心に甚大な被害が出ました7月の大雨災害について、義援金の受付をしています。
 皆さんからお預かりした義援金は、全額、日本赤十字社を通じて被災された人たちの生活再建の一助となります。
 町民の皆さんの温かいご支援をよろしく願います。
■実施期間 12月28日(金)まで
■募金箱設置場所 三戸町役場1階 会計課窓口
 ※役場職員がご自宅に義援金のお願いに伺ったり、電話でお願いすることはありません。詐欺などには十分ご注意ください。

イベント

八戸航空基地祭

問 海上自衛隊第2航空群司令部 ☎ 0178-28-3011

展示飛行やステージイベントのほか、さまざまなアトラクションを披露します。
■日時 9月16日(日) 8時30分～15時30分
■場所 海上自衛隊八戸航空基地内
 ※イベント内容は、変更する場合があります。

お願い

バスの車内事故防止のお願い

問 東北運輸局青森運輸支局・(公社)青森県バス協会 ☎ 017-739-0571

バスの車内事故防止に皆さんのご理解とご協力を願います。
 ・バスから降りるときは、停留所に着いて扉が開いてから席を立ってください。
 ・やむを得ず急ブレーキをかける場合があるので、立っているときは、つり革や握り棒にしっかりつかまってください。

6月に行われた「三戸町まちづくり人財塾」に私も参加してきました。行政と住民による協働のまちづくりが一つのテーマとなっています。「広報さんのへ」は、たくさんの方の協力があったり発行されています。皆さんと一緒に、より良い広報誌づくりを進めていきたいと考えています。そこで、8月号では、広報に関するアンケートを実施します。皆さんの声をお聞かせください。
 (取材に協力してくれた人たちに感謝の 明戸)

編集ノート

情報の広場

みんなの情報広場のコーナーです。
原稿の締切日は発行月の前月8日です。

◎FAX、郵送でもお申し込みできます。
政策企画課 FAX 30-11122

国道341号線沿い山林の入山禁止

6月末に本市と仙北市の境界付近において熊に襲われたと思われる死亡事故が発生したことから、付近一帯の山林を当面の間、入山禁止としています。

禁止区間…国道341号線沿い(澄川地熱発電所入口～宝仙湖)

◎農林課農地林務班

☎30-0246

米代東部森林管理署

☎0186-50-6130

アスピーテライン通行止め

規制日時…9月2日(日)7時～11時(イベント開催のため) 規制区間…八幡平頂上レストハウス～松尾ビジターセンター前T字路

◎八幡平市商工観光課

☎0195-74-2111

安全なブロック塀を

地震により、ブロックや石で作られた塀の倒壊被害が発生しています。

ブロックなどで作られた塀は、年数とともに老朽化し、ひび割れや欠け、塀の傾きなどが発生しますので、異常が認められた時は補強工事や撤去などの安全対策をお願いします。

◎都市整備課 建築住宅班

☎30-0266

秋田県建築住宅課

☎018-860-2565

花輪大堰改修工事の実施

花輪浄水場付近から道の駅かづのあんとらあ裏の区間を施工します。期間中は必要最小限の流量とします。

施工期間…9月1日(土)～11月30日(金)

◎鹿角地域振興局農村整備課

☎23-2243

風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧および説明会

●縦覧

事業名…(仮称) 田子小国風力発電事業

縦覧場所…市民共動課・大湯支所

縦覧期間…8月24日(金)～9月25日(火)

<http://www.hitachizosen.co.jp>でも縦覧できます。

●説明会

日時…9月18日(火)18時～

場所…大湯地区市民センター

◎日立造船株式会社(松澤)

☎06-6569-0214

し尿汲み取りの申し込み

お盆時期は汲み取りが混み合いますので、お早めに申し込みください。

お盆休み…8月11日(日)～15日(金)

◎鹿角衛生協業組合

☎23-7501

使用済み乾電池の収集

収集日…9月2日(日) 収集場所…各自自治会が指定する場所・各市民センター

※市ホームページでも確認できます。

◎市民共動課 環境生活班

☎30-0224

水鉄砲合戦&パーベキュー

日にち…9月2日(日) 場所…アメニティパークグラウンド

申込締切…8月27日(日)

●第1部(水鉄砲合戦) 時間…9時30分～12時

対象…高校生以上

定員…先着10チーム(1チーム4人)

参加費…無料

●第2部(パーベキュー) 時間…12時～15時

対象…制限なし。第2部からの参加も可。

定員…50人

参加費…男性3千円、女性2千円、高校生500円、中学生以下無料

◎花輪市民センター

☎23-3351

あきた結婚支援センター 一般公開

日時…8月29日(日)12時～17時 内容…施設見学、登録・マッチングシステムの説明

申込締切…8月22日(日) ※詳しくはお問い合わせください。

◎あきた結婚支援センター北センター

☎0186-57-8611

あきた結婚支援センター出張センター

日時…8月18日(土)11時～16時

場所…文化の文化交流館コモッセ

内容…会員登録の受付、お相手検索、結婚に関する相談

申し込み…2日前までに本人による電話予約が必要です。

☎0800-800-0413

黄金流しソーマン

日時…8月5日(日)10時

場所…尾去沢デイサービスセンター駐車場

内容…全長200メートルの流しソーマン、かなやまソランコンテストなど

◎尾去沢市民センター

☎23-2553

新日本舞踊 明扇流華の会 20周年記念舞踊公演会

日時…9月2日(日)11時～(開場10時) 場所…文化の文化交流館コモッセ文化ホール

チケット…前売券1500円、当日券1800円

◎明扇流華の会(川又)

☎090-3759-4744

※8月31日(金)は国民健康保険税第2期、市民税第2期の納期限です。

青森県ホームページ掲載内容



新着情報

Google カスタム検索




 暮らし


 しごと


 県外の方

[ホーム](#) > [生活・環境](#) > [環境・エコ](#) > (仮称) 田子小国風力発電事業 (環境影響評価手続状況)

 画面表示等の変更

(仮称) 田子小国風力発電事業 (環境影響評価手続状況)

更新日付: 2018年9月5日 [環境保全課](#)


事業名	(仮称) 田子小国風力発電事業 (配慮書段階では「(仮称) 鹿角・田子風力発電構想」)
事業者	日立造船株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力: 最大86,000kW
事業実施想定区域	青森県三戸郡田子町、秋田県鹿角市
関係地域	青森県三戸郡田子町、三戸町、秋田県鹿角市
配慮書	公告: 平成29年6月5日 縦覧: 平成29年6月6日～7月5日 (縦覧場所) 田子町住民課、三戸町役場、鹿角市市民共働課、鹿角市大湯支所 審査会意見: 平成29年7月28日 (内容はこちらです) 知事意見: 平成29年8月24日 (内容はこちらです)
方法書	内容については、 事業者ウェブサイト を御覧ください。 公告: 平成30年8月24日 縦覧: 平成30年8月24日～9月25日 (縦覧場所) 田子町役場、三戸町役場、鹿角市役所本庁市民共働課、鹿角市役所大湯支所 説明会の開催: 平成30年9月13日 三戸町中央公民館 (三戸町) 平成30年9月18日 鹿角市大湯地区市民センター (鹿角市) 平成30年9月19日 田子町中央公民館 (田子町) 住民等意見の概要: 審査会意見: 知事意見:
準備書	公告: 縦覧: 説明会の開催: 住民等意見の概要: 審査会意見: 知事意見:
評価書	公告・縦覧:
事後調査等報告書	提出: 公告・縦覧:

関連タグ

- [暮らし](#)
- [環境・エコ](#)

この記事についてのお問い合わせ

 環境保全課 水・大気環境グループ
 電話: 017-734-9242 FAX: 017-734-8081

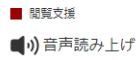
 お問い合わせ

 このページを印刷する

秋田県ホームページ掲載内容



■ 調べる
分野別



■ 閲覧支援
部署別
音声読み上げ



■ サイト内を検索する

キーワードを入力



■ Foreign language

日本語



(仮称) 田子小国風力発電事業

2018年08月24日 | コンテンツ番号 25733

(仮称) 田子小国風力発電事業に係る環境影響評価の概要

項目名	内容	
事業名	(仮称) 田子小国風力発電事業 ※旧事業名：(仮称) 鹿角・田子風力発電構想	
事業者	日立造船株式会社	
事業の種類	風力発電所の設置	
対象法令等	環境影響評価法	
事業実施場所	秋田県鹿角市、青森県三戸郡田子町、三戸町	
関係地域	鹿角市、田子町、三戸町	
事業の規模	出力最大86,000kW	
配慮書	公表日	平成29年6月5日
	縦覧期間	平成29年6月6日～7月5日
	縦覧場所	鹿角市役所本庁市民共動課、鹿角市役所大湯支所 田子町役場、三戸町役場
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト (公開終了しました)
	意見提出期限	平成29年7月5日 (当日消印有効)
	意見数	—
	知事意見	平成29年8月18日 (添付資料のとおり)
方法書	公告日	平成30年8月24日
	縦覧期間	平成30年8月24日～9月25日
	縦覧場所	田子町役場 三戸町役場 鹿角市役所本庁市民共動課 鹿角市役所大湯支所
	説明会の場所・日時	・平成30年9月13日 18時～ 三戸町中央公民館多目的ホール (三戸町大字川守田字関根川原55) ・平成30年9月18日 18時～ 鹿角市大湯地区市民センター (鹿角市十和田大湯字権現堂22番地1) ・平成30年9月19日 18時～ 田子町中央公民館研修室 (田子町大字田子字柏木田169)
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	意見提出期限	平成30年10月9日 (当日消印有効)
	意見数	
	知事意見	

準備書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
	インターネットによる公表	
	説明会開催日・場所	
	意見提出期限	
	意見数	
	公聴会開催日・場所	
	知事意見	
評価書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
事業着手	事業着手日	
	事業終了時期 (予定)	
事後調査報告書	提出日	
	公表方法等	

ダウンロード

・配慮書知事意見 [📄](#)

添付資料を見るためにはビューソフトが必要な場合があります。
[詳しくはビューワーをご覧ください。](#)（別ウィンドウで開きます。）



このページに関するお問い合わせ

生活環境部 環境管理課

TEL : 018-860-1571 FAX : 018-860-3881 E-mail : kankan@pref.akita.lg.jp

当社ホームページ掲載内容

製品紹介
PRODUCTS

研究開発・技術
RESEARCH & DEVELOPMENT

企業情報
CORPORATE PROFILE

株主・投資家の皆さまへ
INVESTOR RELATIONS

CSR活動
CSR ACTIVITIES

採用情報
RECRUIT

[トップ](#) > (仮称)田子小国風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称)田子小国風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

- 1.事業者の名称 日立造船株式会社
代表者の氏名 取締役社長 谷所 敬
事務所の所在地 大阪市住之江区南港北 1丁目 7番 89号
- 2.事業の名称 (仮称)田子小国風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大8万6千キロワット
- 3.対象事業実施区域 青森県三戸郡田子町、三戸町、秋田県鹿角市
- 4.縦覧の場所・時間 田子町役場
三戸町役場
鹿角市役所本庁市民共動課
鹿角市役所大湯支所
※いずれも、土・日・祝祭日を除く開庁時
- 期間 2018年8月24日(金)～2018年9月25日(火)
(土・日・祝祭日を除く)
(当ホームページでの縦覧期間も同様といたします。)
- 5.電子縦覧 ※Internet Explorerでご覧いただけます。
それ以外の環境(Google Chrome等)では正常に表示できない可能性があります。
■方法書
表紙目次 [表紙目次](#)
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [表紙目次](#)
第2章 対象事業の目的及び内容 [表紙目次](#)
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
3.1 自然的状況 [表紙目次](#)
3.2 社会的状況 [表紙目次](#)
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 [表紙目次](#)
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [表紙目次](#)
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [表紙目次](#)
第7章 その他環境省令で定める事項 [表紙目次](#)
第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [表紙目次](#)
■要約書 [要約書](#)
- 6.意見書の提出 環境影響評価方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、
書面に住所・氏名・意見(ご意見の理由を含む)をご記入の上、以下のいずれかの
方法でご意見をお寄せください。
(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(2018年10月9日(火)まで)
(2)当社宛に郵送(2018年10月9日(火)まで ※当日消印有効)
■意見書用紙(PDF版) [意見書用紙\(PDF版\)](#)
■意見書用紙(Word版) [意見書用紙\(Word版\)](#)
- 7.説明会の開催 ※いずれも開催は1時間30分程度を予定します。
平成30年9月13日(木)18時～
三戸町中央公民館多目的ホール(三戸町大字川守田字関根川原55)
平成30年9月18日(火)18時～
鹿角市大湯地区市民センター(鹿角市十和田大湯字権現堂22-1)
平成30年9月19日(水)18時～
田子町中央公民館研修室(田子町大字田子字柏木田169)
- 8.お問い合わせ先 日立造船株式会社
社会インフラ事業本部 風力発電事業統括部
(担当)松澤
〒559-8559 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
TEL 06-6569-0214
(土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

お 知 ら せ

「(仮称) 田子小国風力発電事業 環境影響評価方法書」を、次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間・時間

平成30年8月24日(金)から平成30年9月25日(火)まで
(土・日・祝日を除く開庁時)

2. 閲覧にあたっての留意事項

- ・方法書をご覧になった方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙にお名前・ご住所を必ずご記入の上、意見書箱にご投函ください。
- ・方法書及び要約書は、当縦覧場所にてご覧くださいますようお願いいたします。お持ち帰りをご遠慮ください。
- ・方法書及び要約書のコピー(複写)は禁止と致しております。

3. 意見書の受付

「(仮称) 田子小国風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱に投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 平成30年8月24日(金)から平成30年10月9日(火)まで (郵送の場合は、当日消印有効です。)

○送付先 (郵送の場合)

〒559-8559 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
日立造船株式会社 風力発電事業統括部 営業・企画部 松澤 宛

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあたっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記URLでも公表しています。

<http://www.hitachizosen.co.jp/>

以上

「(仮称) 田子小国風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 田子小国風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

※閲覧のみの場合でも、お名前・ご住所をご記入のうえ、意見書箱への投函をお願い致します。

- 意見書の郵送先 〒559-8559 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
 日立造船株式会社 風力発電事業統括部 営業・企画部 松澤 宛
- 意見書の提出期限 平成30年10月9日(火)[当日消印有効]

意見書

平成30年 月 日

項目	ご記入欄
お名前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご住所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕	

- 注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。
2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使いください。